

新潟医学会会則

第 1 条 名称 本会を新潟医学会と称する

第 2 条 所在地 本会を下記の所在地に置く

新潟市中央区旭町通 1 番町 7 5 7 新潟大学医学部内

第 3 条 目的 本会の目的は医学を研究し、その進歩発達を図ることにある

第 4 条 事業 本会の目的を達するために下記の事業を行う

1. 定時の集会 2. 雑誌の発行 3. その他臨時緊切の事業

第 5 条 会員 会員をわけて次の 2 種とする 1. 名誉会員は本会に功労のあった者又は本会に縁故のある
碩学宿老で総会又は評議員会より推薦したものとする 2. 通常会員は原則として医師、医学者及び医
学部卒業生並びに学生とする

第 6 条 役員 本会に会頭 1 名、副会頭 1 名、庶務会計幹事 1～2 名、編集委員数名(うち幹事 1 名)、集会企画
委員数名(うち幹事 1 名)、監事 2 名を置く

会頭は医学部長を、副会頭は病院長をもってこれにあて、その他の役員は会頭がこれを選任し各任期を
2 ケ年とする 但し幹事は新潟市現住の者に限る

第 7 条 入退会 本会に入会しようとするものは現住所姓名を明記して本会事務所に申込み、又退会しよう
とするものはその旨を事務所に届出なければならない

第 8 条 集会 定時の集会を総会及び例会の 2 つに別ける 1. 総会は毎年 1 回 6 月新潟市で開き諸報告、
議事、学術上の講演、討論等を行う 2. 例会は毎月 1 回第 3 土曜日に開いて学術上の講演、討論等
を行う 但し 1 月、3 月、5 月、8 月は休会し 6 月は総会をもってこれに代える

第 9 条 雑誌 本会の発行する雑誌は「北越医学会雑誌」を「新潟医学会雑誌」と称し、本会の目的に適う記
事を掲載し、毎月 1 回刊行して会員に頒ち、又希望者には相当代価で譲渡する

第 10 条 会費 会費は 1 ケ年金 5,500 円(学内)、金 6,500 円(学外)とする

第 11 条 事務所 本会は新潟大学医学部内に事務所を置く

第 12 条 会務 会務は会頭監督のもとに幹事がこれを分担処理するものとする 但し重要案件については会頭
は役員に諮ってその意見に従ってこれを施行する

会務中会員に報告を要するものは本会誌上に掲載し、会計予算は幹事会の議を経ることとする なお
本会会計年度は 4 月より 3 月とし毎年 1 会決算報告するものとする

第 13 条 設立年月日 本会の設立年月日は昭和 20 年 5 月 25 日とする

附 則

この会則は昭和 25 年 5 月 25 日より施行する

この会則は平成 29 年 6 月 17 日より施行する